

令和4年4月1日

台風・大雪などの気象警報への対応

1 杉並区が午後三時の時点で以下の場合、原則自宅学習とする

- (1) 台風の接近、大雪に伴う大雨警報、暴風警報、大雪警報が発令された場合
- (2) 今後警報が出るなど学校最寄りの交通機関に支障が見込まれる場合

※ ただし台風通過後等天候回復の見込みがある場合や、短時間の局地的な大雨の場合は原則授業を行う。この際、校長が判断しメール配信システム、ホームページを通じて連絡をする。

2 上記1以外※で授業が行われる場合でも居住地区の悪天候により、最寄りの交通機関に支障が出るなど登校が困難である場合や、安全確保に支障がある場合は自宅待機とする。その場合、原則保護者からの届出を必要とする。

4 その他

- ① 上記2の判断で授業が行われる場合は、自転車通学の生徒は自転車を使用せず、公共交通機関を利用し安全に登校すること。
- ② 考査、行事等で、上記とは異なる対応が必要な場合は、別途メール配信システム、ホームページを通じて連絡をする。